

随意契約理由書

1 案件名称

機体部品 GPS データカード 30 年度改訂版ほか 1 式 借入

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件については、ヘリコプター「おおさか」「なにわ」の機体部品である。航空機の機体部品はそれぞれの製造会社の正規部品でないと機体や機体の機器に取付けることは不可能であり、航空法に基づく耐空検査及び修理改造検査に合格しない。当局の保有するヘリコプターは、仏国エアバス・ヘリコプターズ社製である。エアバス・ヘリコプターズ社は、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社に本邦での独占販売権を与えている。

よって本案件の機体部品等の購入については、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） 電話番号 072-992-4900

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプター「なにわ」10年点検及びサービスブリテン(SB)等の実施

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件は、ヘリコプター「なにわ」10年点検整備及びサービスブリテン(SB)等の実施、機体のブレードの不具合によるスタティックバランス調整作業、テールローターブレードの修理からなる。

耐空検査は毎年受検し合格しなければ飛行することができないもので、受検のために10年点検整備、サービスブリテン等を実施し、機体の不具合を修正することにより工期及び費用を最小にでき、ヘリコプター「なにわ」の運休期間を短縮できる。

ブレードのスタティックバランス作業、テールローターブレードの修理は、機体製造メーカーであるエアバス・ヘリコプターズ社のブレードの修理認定を受けた業者でないと実施することができない。

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は本邦で唯一ブレードの修理認定を受けている。

よって上記業者を指定する。

(エアバス・ヘリコプターズ社ブレード修理認定書有効期限 2018年9月17日)

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(航空隊) (電話番号 072-992-4900)

随意契約理由書

1 案件名称

消防局庁舎空調機修理

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

3 随意契約理由

消防局庁舎設置の空調設備は三菱電機(株)が製作及び設置したものであり、その設備は独自の設計により製作された部品及び基板等で構成されており、その修理及び調整等は同社が保有する技術を必要とする。

また、修理後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、取替部品についても他社では製作していないため、製作会社である三菱電機(株)から保守点検整備業務を移管されている上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6165)

随意契約理由書

1、 案件名称

救助ホイストほか1点の分解点検整備

2、 契約の相手方

株式会社ジャムコ

3、 随意契約理由

本案件は、ヘリコプター「なにわ」に装備されている救助ホイストとヘリコプター「おおさか」に装備されているホイストの電気ボックスの分解点検整備（オーバーホール）である。

救助ホイストは前回の分解点検整備後 10 年もしくは 3330 回の使用のどちらか早く到達する期限で、電気ボックスは5年で分解点検整備を実施しなければならない。

今回ヘリコプター「なにわ」の救助ホイストが 10 年に、ヘリコプター「おおさか」の電気ボックスが5年に達するので分解点検整備するものである。

このホイストはグッドリッチ社製で、分解点検整備はグッドリッチ社もしくはグッドリッチ社が認定した工場でしか実施することができない。株式会社ジャムコはグッドリッチ社よりホイストの検査、修理、分解点検整備（オーバーホール）及び部品販売の日本国内における唯一の認定を受けている会社である。

よって上記業者を指名するものである。

4、 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5、 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）